土　地　境　界　証　明　申　請　書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 申請者の住所（法人にあっては，主たる事業所の所在地） | 申請者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　（電話　　　　－　　　　－　　　　） |
| 代理人の住所 | 代理人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　（電話　　　　－　　　　－　　　　） |

|  |
| --- |
| 京都市公有財産規則第１５条の規定により次の土地の境界の証明を申請します。 |
| 申請箇所　　　　 | 市　有　地　等 | 下記土地地先 |
| 申請地 |  区　　　　　　　　　　町　　　　番 |
| 枚　　　　　　数 | 　　枚 | 　　円 |
| 明示年月日 | 　　年　月　日 | 決定番号 |  |
| 申　請　の　理　由 |  |

　　道路明示課への土地境界証明申請書の提出については，以下のことを注意してください。

注１　土地所有者本人が申請する場合，申請書へは署名又は記名押印してください。また，申請時には土地所有者本人と確認できるものを持参してください（公的機関の発行した書面など）。

２　代理人が申請する場合，土地所有者の印鑑証明書（申請前３箇月以内のもの）を添付し，実印を押印してください（法人の場合は資格証明書（代表者事項証明書）及び印鑑証明書（申請前３箇月以内のもの）を添付し，実印を押印してください。）。

３　代理人が申請する場合は，代理権限を証する書面として委任状を添付してください。

４　登記事項証明書及び公図等の写しを添付してください（申請前３箇月以内のもの）。

　　なお，公図等が複数枚にわたる場合には合成公図も作成してください。

５　申請に添付する登記事項証明書及び公図等の写しについては，インターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可とします。

６　申請に必要な印鑑証明書，登記事項証明書及び公図等については，原本還付が可能ですので，希望される場合は，書類の原本と写しを合わせて提出してください。

７　京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領第１７条及び同要領附則の規定により，国土交通省所管財産，京都府有財産及び財務省所管財産の境界証明についても申請できます。

|  |
| --- |
| 　土地境界証明書　　　　　　　　　　　　　枚を確かに受領しました。　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　 |